

## 意見書案

### 意見書案第1号

#### 平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書について

平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年3月16日

議会運営委員長 岡崎治夫

#### 平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象と地理的条件のもとで専業経営を主体に展開し、安全・安心な牛乳や乳製品及び食肉の安定供給に加え、国土や環境の保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。また、乳業など関連企業と共に、地域経済、社会、雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格など生産資材価格の高止まり、生産者手取り価格の低下、国内需要の低迷など厳しい状況が続いています。加えて、TPP交渉の事前協議開始や日豪EPA交渉の再開、EUとのEPA予備交渉の開始など、我が国の酪農・畜産の市場開放の動きに対し、畜産農家は将来への不安な思いの中で危機感を募らせています。

一方で国は、食料・農業・農村基本計画において、10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

したがって、我が国の食料供給を支える北海道の酪農・畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、畜産物の国境措置を堅持することが重要です。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等を積極的に推進することが不可欠です。

よって、国においては、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済と社会を支える酪農・畜産の持続的な発展、担い手の所得向上及び経営安定に向けて総合的な酪農・畜産政策を推進するよう、下記事項について強く要望いたします。

記

1 . T P P 参加断固反対など国際自由化貿易交渉について

例外なき関税撤廃を原則とする T P P 協定交渉への参加は断じて行わないこと。

日豪等 E P A 交渉において、我が国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米や小麦、でん粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

2 . 平成24年度酪農畜産物価格等について

平成24年度加工原料乳生産者補給金単価については、生乳の再生産確保と経営の安定、生産意欲の喚起及び経営努力が報われる単価水準に引き上げること。また、限度数量については、国産乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の回復・拡大の観点に立って、適正な水準を確保すること。

平成24年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、畜種ごとの生産コストの実態を適正に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる水準に引き上げること。

米国産牛肉の B S E に係る輸入問題は、我が国の消費者理解が大前提であり、科学的知見を踏まえた中で慎重に検討し、断じて外圧に屈しないこと。

平成24年度において、酪農・畜産の経営環境に急激な変化等が生じた場合は、畜産・酪農経営安定対策の改善を図り、追加的な経営安定対策を講じること。また、加工原料乳向け取引価格と同水準の脱脂濃縮向け原料乳への支援対策を検討すること。

食料自給率の向上や多面的機能の実現に向けて、新たな酪肉近代化基本方針（平成22年7月）で掲げた、所得補償制度の導入、持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換、家畜衛生対策の充実・強化等、自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国内生産の意義についての国民の理解、これらの促進を実現するために、重厚な対策事業と予算措置を図り、総合的かつ実効性のある酪農・畜産政策を推進すること。

意欲ある多様な担い手が、良質な畜産物の安定供給と多面的機能の発現に向けて将来展望を描きながら、安心して経営に取り組めるよう、酪農・畜産所得補償制度の導入など、新たな経営安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

意見書案第2号

安心できる介護保険制度への改正を求める意見書について

安心できる介護保険制度への改正を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年3月16日

議会運営委員長 岡崎 治 夫

安心できる介護保険制度への改正を求める意見書

急速な高齢化社会の進行によって、老々介護など介護問題は一層深刻になっています。

社会保障審議会介護保険部会は、昨年11月末の議論の整理において、要支援者は利用者負担割合を引き上げ、予防効果のないものは給付から外す、ケアマネジメントは、利用者負担の導入、機能強化に向けた対応、一定以上の所得者の利用者負担は2割へ引き上げ、多床室・補足給付は、室料負担を求め、資産把握の検討、介護施設の重点化として要介護1、2の追加負担などを上げ、可能な制度改正項目から具体化を図るとしています。

社会保障と税の一体改革は、介護給付の重点化などを検討するとしており、政府は近く介護保険法の改正案を提出しようとしています。

よって、国においては、私たちが安心して暮らせる老後を保障する介護保険制度とするよう、下記事項について強く要望いたします。

記

- 1．老人介護施設の待機者の解消など、介護基盤の充実を図ること。
- 2．介護従事者の処遇改善と定着を図るため、国の改善交付金制度の継続を図ること。
- 3．重い利用者負担の軽減策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

意見書案第3号

泊原発1・2号機の再稼働と住民合意に関する意見書について

泊原発1・2号機の再稼働と住民合意に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年3月16日

議会運営委員長 岡 崎 治 夫

泊原発1・2号機の再稼働と住民合意に関する意見書

いま北海道と北海道電力は、泊原発1・2号機のストレステストを終え、早期再稼働を目指しています。しかし、ストレステストの結果だけで安全性が保証され、再稼働の条件となるわけではありません。東京電力福島第1原発の事故原因の徹底究明はこれからです。

泊原発の再稼働に当たっては、福島原発での事故を教訓にした新たな安全基準が確立されてから審査が行われるべきであり、福島県知事も述べるように新基準による厳格な安全宣言がまず必要です。

また、巨大地震による原発配管亀裂の可能性が指摘されています。泊沖の西積丹には多くの活断層が指摘されており、マグニチュード7.8の地震も予測されています。巨大地震による損傷が過酷事故を引き起こすのではないかと住民の不安は少なくありません。

再稼働には、原発から30キロ圏内の住民はもとより、広い地域の住民理解と合意が再稼働の大前提です。

よって、国においては、住民の合意なしに泊原発の再稼働をせず、何よりも住民の安全を第一に対応することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

経 済 産 業 大 臣

意見書案第4号

障害者自立支援法を廃止し、確実かつ実効的な障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書について

障害者自立支援法を廃止し、確実かつ実効的な障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年3月16日

議会運営委員長 岡 崎 治 夫

障害者自立支援法を廃止し、確実かつ実効的な障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書

平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行されました。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめ、さまざまな問題点が指摘されています。その後政府は、平成22年1月、障害者自立支援法違憲訴訟原告団と「障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実現する」との基本合意を交わしています。

また、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90カ国以上が批准していますが、我が国は国内法が未整備のため、いまだ批准されていません。

これらの問題解決に向けて障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣の障がい者制度改革推進本部（本部長：野田佳彦首相）のもとに、平成22年1月に障がい者制度改革推進会議が設置されました。ここでの検討を踏まえ、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、

また 8 月には同推進会議に設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられています。

障害の種別間の谷間や制度間の空白を解消する支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする障害者総合福祉法（仮称）では、平成24年度通常国会への法案提出、平成25年 8 月までの施行を目指すことにより、障害者の権利擁護及び障害者支援に関する諸施策が大きく推進することが期待されます。

よって、国においては、障害者総合福祉法（仮称）の確実かつ実効的な制定等に当たり、下記事項について強く要望いたします。

#### 記

- 1．障害者総合福祉法（仮称）の制定に当たっては、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2．障害者総合福祉法（仮称）の施行に当たっては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源の確保について十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 3 月16日

土 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
厚生労働大臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

意見書案第 5 号

医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書について

医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年3月16日

議会運営委員長 岡崎 治 夫

### 医療計画、2次医療圏の基準見直しに関する意見書

厚生労働省の医療計画の見直し等に関する検討会は、都道府県が作成する、2013年度からの次期医療計画の指針について見直し案を示しました。この中で2次医療圏の設定については、「20万人未満の2次医療圏について、入院医療を一体の区域として提供できるかを検討し、流入割合が20%未満、流出割合が20%以上の場合は設定の見直しを検討する」としています。これを北海道に適用すると、現在の2次医療圏が21から12へと半減することになります。

近く厚生労働省が決定する指針がそのまま北海道に適用された場合、上川をはじめ、根室、日高、宗谷、空知など各地の地域医療が崩壊しかねず、これまで各センター病院は地域の中核的医療機関として整備され、重大な広域機能を発揮してきましたが、これが瓦解しかねません。

人口20万人未満を基準に取り入れること自体、過疎地を抱える多くの医療実態を無視したものであり、地理的、社会的条件を無視する暴論です。

よって、国においては、厚生労働省の新指針の策定に当たり、検討会の案に依拠することなく、人口基準を撤回し、これまでのように自然的条件や社会的条件を十分考慮し、地域医療の確保を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣